

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団役員等報酬に関する規程

財団法人国立劇場おきなわ運営財団理事長 平成23年3月15日

改正 平成27年6月4日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団定款第15条、第22条第4項、第29条の規定に基づき、評議員及び会長、理事、監事の報酬及び旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、県及び市町村職員（特別職含む）が役職指定によって委員等に就任する場合は、報酬を支給しないものとする。但し、旅費は除く。

(報酬)

第2条 評議員及び会長、理事、監事が、理事会及び評議員会等に出席した場合、別表に定める報酬の額を支給する。

(旅費)

第3条 評議員及び会長、理事、監事が、理事会及び評議員会の出席等のために旅行をした場合は、旅費を支給する。

(退職手当)

第4条 評議員及び会長、理事、監事の退職手当の額は、無償とする。

(常勤の理事)

第5条 常勤の理事について、事務局長がこれを兼務する常務理事にあつては、第2条から第4条の規定に関わらず、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団職員給与規程を適用する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の日以降より適用する。

附 則

この規程は、平成27年6月4日より施行する。

別 表

委員等の報酬の額

委員等の名称	報 酬 額
会 長	19,600円
評 議 員	(議 長) 19,600円
	17,100円
理 事	17,100円
監 事	17,100円
臨 時 委 員	15,400円

注) 臨時委員とは、理事長が臨時的に委嘱する専門委員等をいう。